

権限移譲のあり方に関する報告書

平成 20 年 4 月
県と市町村との役割分担検討会議

県と市町村との役割分担検討会議について

「県と市町村との役割分担検討会議」は、より一層の地方自治の確立に向けて、時勢に即した県と市町村との役割分担と、連携体制の構築を図るため、本会議の目的に賛同し参加を希望する県内市町村首長及び知事により平成18年12月に設置されたものである。

構 成 員：岐阜市長・大垣市長・高山市長・多治見市長・関市長・
中津川市長・美濃市長・羽島市長・美濃加茂市長・各務原市長・
海津市長・笠松町長・養老町長・垂井町長・神戸町長・
揖斐川町長・北方町長・川辺町長・白川町長・御嵩町長・
白川村長・岐阜県知事

(は平成18年12月設置時の構成員)

会 長：森 真 各務原市長

所掌事項：自治体行政を取り巻く制度改革、環境の変化の分析に関すること
県及び市町村の担うべき役割の明確化に関すること

ア 事務事業の再配分に関すること

イ 財源の配分に関すること

ウ ア及びイのために必要な制度の設計に関すること

県及び市町村の連携体制の構築に関すること

ア 連携体制に関すること

イ 連携のための組織のあり方に関すること

1 趣旨

岐阜県と市町村は、地方分権型社会の実現に向けて「住民に身近な事務は、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が、自ら考え、自ら処理することが望ましい」との基本的な考え方に立って、平成10年度から3次にわたって県から市町村への権限移譲を進め、これまでに943項目について移譲を進めてきたところである。

特に、平成17年度からの第3次権限移譲は、市町村の主体性・自主性を尊重して市町村が希望する権限を移譲する方式を採り、この結果、住民サービスの向上、地域の実情を踏まえた施策の展開などに成果を上げてきたところであるが、一方で、相当数の権限については、同一の権限であっても全市町村に移譲されていないという、いわゆる「まだら状態」となり、県全体として見ると不効率な執行体制を生じている。

また他方で、近年の地方分権改革の進展、市町村合併の進展による市町村の規模等の変化など地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化してきており、県と市町村は改めてそれぞれが担っている役割の現状と課題を検証し、今後のあるべき役割分担と連携の姿を描く必要が生じている。

そうした認識の下、県と市町村は平成18年12月に「県と市町村との役割分担検討会議」（以下「検討会議」と表記。）を設置して議論を行い、平成19年10月には、今後の中長期的な権限移譲等に係る基本的な考え方となる『県と市町村との役割分担～担うべき役割の明確化～』（以下「県と市町村との役割分担」と表記。）をとりまとめた。

この「県と市町村との役割分担」は、「基本的な考え方」「政策分野別の方向性」「権限移譲にあたっての確認事項」で構成されている。

本報告書は、「県と市町村との役割分担」に基づき、今後、県から市町村に移譲を目指す権限・事務（以下「移譲事務等」と表記。）及びそのために必要となる財源措置等について、検討会議としての議論をとりまとめたものである。

今後、本報告書の趣旨を活かして、県と全市町村で協議しながら、住民に身近な事務については住民に最も身近な市町村が担うことで、住民サービスの向上、個性的なまちづくり等をさらに推進するとともに、県と市町村との役割分担を明確化し、地方分権の実現につなげていくものとする。

2 県と市町村の役割分担のあり方

本報告書は、平成19年10月に「検討会議」においてとりまとめられた「県と市町村との役割分担」に基づいてとりまとめた。

「県と市町村との役割分担」は次のとおりである。

県と市町村との役割分担 ～担うべき役割の明確化～ 〔 基本的な考え方 〕

1 補完性の原理

県と市町村との役割分担を考えるにあたっては、住民本位の視点に立脚し、「補完性の原理」を基本的原則として検討を進める必要がある。

【補完性の原理】

公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的にこれを執行するものとする。国など他の公共団体にその責務を配分する場合は、当該責務の範囲と性質及び効率性と経済性から要請され、市民の共通の利益に沿うものである場合に、これを行わなければならない。

2 対等の関係

国、県、市町村は、各々が国民（県民、市町村民）と直接向き合い、その信託を受けるものである。このため、国、県、市町村は、上下・主従の関係にはなく、対等な関係にあり、このことを基礎として議論を進める必要がある。

3 市町村の役割と県の役割

市町村の役割と県の役割は、地方自治法の規定も参考とし、概ね次のように整理する。

(1) 市町村の役割

市町村は、地域社会の状況や住民ニーズを最も的確に把握し得る基礎自治体として、住民の主体的な取組みを尊重し、これを促進しつつ、個人等で対処できない課題解決を図る総合的な主体である。このことから、事務の配置にあたっては、補完性の原理に基づき、先ず市町村が優先されなければならない。

(2) 県の役割

①県の役割については、地方分権、市町村合併の進展による市町村の権限強化、潜在的能力の向上を踏まえ、次の3点を基本とする。

ア 県域を対象とするもの。

- ・政策の対象が広く県域にわたる事務事業及び政策の効果が直接又は間接に広く県域にわたる事務事業をいう。
- ・単に広域性のみを要する事務事業は、原則として市町村の役割とするが、県が実施することにより、広域性のみならず効率性や公平性が向上し、かつ地域住民の協力を得られる事務事業については、県の役割と位置付ける。

イ 高度な技術、専門的な知識など、各市町村が確保することが効率的でない要素を要する事務

ウ 市町村間の調整

②従来、県の役割とされてきた次の2点については、次第にその重要性が縮小し、本来的役割とは位置付けられない状況になりつつある。

ア 市町村の支援・補完

※市町村の規模等の事情を勘案する場合は、先ずは広域による処理など水平的な補完について優先的に検討し、これらの対応が困難な場合に県が支援・補完することを原則とする。

このため、県による市町村の支援・補完については、県の本来の役割とは位置付けず、実効性ある役割分担を進めるための補完的役割とする。

イ 先進・先導機能

※高度な技術、専門的な知識等については、別途、本来的役割に位置付けているところであり、また、市町村の潜在的能力が向上しているところでもある。このため、先進・先導機能については、県と市町村の対等な関係における連携協力に留めることとし、特段に県の役割とは位置付けないこととする。

なお、市町村の自主性・自律性を損なうことのないよう財政措置等による政策誘導は、好ましくなく、原則として行うべきではない。

[参考] 地方自治法の規定

地方自治法では、国、県、市町村の役割を概ね次のように規定している。

(1) 国の役割 【§ 1 の 2 ②】

- ①国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ②全国的に統一して定めることが望ましい基本的な準則に関する事務
- ③全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施

(2) 県の役割 【§ 2 ⑤】

- ①広域にわたるもの
- ②市町村に関する連絡調整に関するもの
- ③規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの

(3) 市町村の役割 【§ 1 の 2 ①】

住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う

4 国、県、市町村間の役割分担の現状（類型）

(1) 国、県、市町村間の役割分担の現状は、概ね次のように分類できる。

①重複型

同一の分野において、国、県、市町村の各々が、「基本的制度設計」、「企画立案」、「事務事業の実施」の全てを担い、しばしば類似する事務事業を重複して担っている。

※産業など、県・市町村が、それぞれ政策的に進める分野などが想定される。

②区分型

国、県、市町村が、同一の分野において、規模や効率などの観点から対象な

どをある程度区分し、分担して担っている。

※社会資本など、広域的な対応が求められる分野が想定される。

③重層型

国が制度設計を行い、県、市町村が実施するなど、国、県、市町村が、「基本的制度設計」、「企画立案」、「事務事業の実施」を垂直に分担して担っている。

※民生や教育など、ナショナルミニマムの確保や財源保障への留意が必要な分野が想定される。

5 役割分担を検討するにあたっての方向性

(1) 重複型役割分担の解消

役割分担が重複している状況については、補完性の原理から市町村が優先的に担うことを原則として、解消し、社会的な効率性を高めていくことが必要である。

(2) 区分型役割分担における市町村の役割・権限の優先的拡充

役割分担が国、県、市町村の間で区分されている分野においては、市町村合併の進展等に伴う市町村の機能強化を踏まえ、市町村の役割を優先的に拡大することを基本として、国から県又は市町村、県から市町村へと権限及び事務の移譲を積極的に推進すべきである。

この際には、以下の「(3) 重層型役割分担の原則排除」及び「(4) 包括的な役割分担の推進」に十分留意し、国又は県による関与を原則として残すことのないようにすべきである。

(3) 重層型役割分担の原則排除

行政が行う役割については、「基本的制度設計」、「企画立案」、「事務事業の実施」の3段階に区分できる。

①基本的制度設計 ※制度の大枠を定める。

②企画立案 ※制度の実装にあたっての具体的な基準、手続等の整備

③事務事業の実施 ※サービス給付だけでなく、許認可や規制等も含む。

この3段階の区分については、国、県、市町村のいずれかが、事務事業の関係性を考慮した一定の包括的所掌の下に「基本的制度設計」、「企画立案」、「事務事業の実施」の全てを担い、当該所掌においては、他の主体と重複・重層することなく担う政策（施策）分野型役割分担を基本とすべきである。

このことにより、従来、多くの事務で「国が基本的制度設計を担い、県が企画立案し、市町村が事務事業の実施を担う」という重層型の役割分担が採られてきたが、原則として、重層型役割分担は排除し、国民としての平等や公平性が求められる分野に限定すべきである。

仮に、国が「基本的制度設計」を行う場合にあっても、その内容は、地方（県、市町村）の自主性を損なわないよう必要最小限に留めるべきであり、さらに、このような場合にあっても、「企画立案」と「事務事業の実施」については、同一の主体が担うこととすべきである。

(4) 包括的な役割分担の推進

国、県、市町村は、各々、自律してその責務を担っていかなければならないものである。しかしながら、例えば、これまでの権限移譲は、関係性のある事務事業が県に残置されることにより、実質的な権限移譲に結び付かない側面があった。また、事務事業が分散することにより、住民の利便性の低下、事務の増大、処理の遅れを招くことも有り得る。

このため、役割分担の検討にあたっては、関係性のある事務事業を包括的に再配置することにより、実効性の高い取組みを目指すものとする。

上記の「基本的な考え方」に基づき、県と市町村との役割分担を推進するにあたっては、「事務事業」、「権限」、「財源」の再配置を一体的に進める必要がある。このため、これらの側面における相互の関係を考慮しながら、多面的な検討を進めるものとする。

〔政策分野別の方向性〕

1 検討にあたっての前提

政策分野別の方向性を検討するにあたって、将来の県と市町村の事務事業の権限、実施主体、内容について、「あるべき姿」を論じる。

実効性のある役割分担を進めるため、これらの再配置を一体的に進めることを前提とし、各市町村の規模等の事情は、個別の事務事業の具体的な再配置にあたり、考慮するものとした。

2 県と市町村との役割分担

(1) 消防防災分野

住民生活に密接に関連した分野であることから、住民に身近な市町村が第一義的に実施することを基本とし、市町村においては、現場での消防防災事務のほか、日常的な周知・啓発、自主防災組織等の地域防災体制の整備、危険物の規制取締に関する事務を実施する。

一方、県は、大規模災害発生時の広域的対策（人的派遣の調整、災害対策物資や輸送路の調整確保等）など、個々の市町村または市町村が連携して対応することが困難あるいは非効率な事務を実施する。

(2) 福祉分野

住民の日常生活に最も密着した分野であり、住民の視点に立った、より細やかなサービス提供が求められることから、市町村が中心的な役割を担っていくことを基本とする。したがって、住民に身近なところで、総合的な福祉行政が展開されることが必要である。

一方、県は単一市町村では設置困難な専門的治療・相談が可能な施設、対象となる県民の数が県内に散在しており単一市町村で対応するには非効率な事務及び施設等の設置や人材育成等に重点化する。

(3) 保健・医療分野

県及び保健所設置市が公衆衛生対策、医療機関の指導等を行い、その他の市町村は住民の健康づくり対策や救急医療対策等を行うことを基本とするが、保健所で実施している事務のうち、実施可能なものについては県から市町村に移譲することが必要である。

一方、対象となる事象が県内に散在しており単一市町村で対応するには非効率な事務及び施設の設置、圏域又は県下全体を対象とした救急医療・へき地医療等に係る医療提供体制や医療従事者の確保等に関する施策等は県が行う。

(4) 基盤整備分野

県道については、身近な日常生活を支える道路は、市町村合併の実態を踏まえ、同一市町村内において起点から終点までが完結する路線で広域的幹線機能のない路線について、市町村への移管を実施するものとする。県は産業振興や観光交流、災害対策上において重要な位置を占め、県土の骨格をなす基幹道路や圏域レベルで様々な課題に応える道路の整備・維持・管理を実施する。

県管理河川（1級河川の指定区間）の整備・維持管理については、上流から下流までの総合的な治水対策を行う必要があるため、県が引き続き担っていく。なお、環境整備などの河川工事や河川の維持の一部については、市町村自らが地域の特性に配慮しながら実施する。

(5) 都市計画・まちづくり分野

市町村は、都市計画がまちの将来を担うまちづくりの最も重要な政策であることを認識し、自ら責任を持って、まちづくりに積極的に取り組まなければならない。地域に密着した都市計画等の決定、景観施策の推進、地域住民の生活交通の確保などを、市町村が実施する。

県は、広域にわたる都市計画の決定、まちづくりに関する支援、公共交通体系に関する企画、公共交通を維持するための施策等を実施する。

(6) 商工業分野

市町村は、商店街振興、観光振興、企業誘致、雇用対策など、地域づくりに資する商工業の振興について実施する。

県は、各市町村の地域資源を生かした広く県域的な視点からの産業育成、観光振興、企業誘致に取り組むとともに、県域全体を対象とした雇用対策や産業人材育成を推進する。

(7) 農業分野

市町村は、担い手の育成や産地の活力強化に向けた取り組みや、計画的な土地利用による優良農地の確保及び農村の活力向上などの地域農業・農村政策を農業協同組合や農業者と連携をとりながら推進する。

県は、県民協働の仕組みづくり、各市町村の実情を踏まえた広域的な視点での産地づくり・農村基盤整備、高度な専門知識を必要とする業務やそれと連動した技術指導、さらにはより先導的な取り組みに対する支援等を行う。

(8) 林業分野

市町村は、住民に対する森林づくりの重要性についての普及啓発や森林所有者等に対する助言指導を行うとともに、森林の適正な保全・管理及び活用のために必要な体制の整備を進める。

県は市町村域を超えた流域毎の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため森林計画の策定や県産材の利用拡大、県民協働による森林づくりに取り組むとともに、市町村の要請に応じて技術的な助言や専門技術職員の派遣など人的支援を行う。

(9) 住民生活分野

住民生活に密接に関連した分野であり、住民に身近な市町村が第一義的に実施することを基本とし、現在、直接住民に対してサービスの提供を県が行っているものについては、住民の利便性向上の観点から市町村が実施する。

県は、これらの事務が市町村の事務として定着するまでの間、これまで培ってきたノウハウにより市町村の支援・相談窓口としての役割に重点化する。

(10) 環境分野

市町村は、事件事故へのより迅速な対応を図り、住民の安全や事業者の利便性を確保するため、廃棄物、浄化槽、大気・水質等の生活環境保全、自然公園、鳥獣保護等の自然環境保護に関する事務など、環境関係法令等に基づく事務のうち、住民生活や事業活動に密接に関連するものについて実施する。

県は、広く県域的な視点からの環境政策を実施するとともに、基準の制定や指針の策定等の仕組みづくり、専門的な調査、市町村に対する助言・援助、高度な技術・専門的能力を必要とするものを実施する。

(11) 教育・文化分野

市町村の自治事務として実施されている小中学校教育のほか、社会教育に関する各種学級・講座の開催、文化・スポーツ事業の実施、文化財保護活動など、各市町村による地域に密着した事業実施が望ましいものは、市町村において実施する。

なお、教職員の人事権については、中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」（平成17年10月26日）において、「中核市をはじめとする一定の自治体に移譲すべきである。」との考え方をうけ、積極的に移譲について検討する。

県は、高等学校及び特別支援学校の設置・運営、市町村に対する教育内容や学校運営等に関する助言・援助、市町村単位では対応が困難な広域的な処理を必要とする教育事業や県域にわたる基準の設定等を行う。

〔権限移譲にあたっての確認事項〕

「県と市町村との役割分担 ～担うべき役割の明確化～、〔基本的な考え方〕」及び「政策分野別の方向性」の議論を終え、具体的に移譲事務の整理にあたり次の事項を確認した。

- 1 財源
 - ・権限移譲には、財源も付して移譲すること。
 - ・人件費、事務費など市町村と合意した額とすること。
- 2 内容
 - ・個別事項については、精査の結果、県の意向に添えない場合もある。
- 3 能力
 - ・能力的に移譲に耐えられない市町村も発生する場合もあり、全市町村一律に移譲を受けられない場合もある。
 - ・個別項目については、県と各市町村との契約事項とすること。

3 具体的な移譲事務等の案

「県と市町村との役割分担」に基づき、当面（今後5年間程度）、県から市町村に移譲を検討する移譲事務等は、別表のとおりとする。

ただし、現在、国においては、地方分権改革推進法（平成19年4月1日施行）に基づき、3年以内に新地方分権一括法（仮称）を制定すべく地方分権改革推進委員会において検討が行われており、今後の議論の動向によっては、国と地方の役割分担が大きく見直されることもあり得る。

したがって、社会情勢の変化等により、新たな移譲事務等の見直しが必要とされることも予想され、臨機応変な対応を行う必要がある。

4 移譲に伴う措置

移譲事務等を各市町村において適正かつ円滑に執行し、移譲に伴い住民サービスに影響を及ぼさないよう、様々な措置を講じていくことが必要である。

(1) 人的支援措置

移譲事務等を各市町村において適正かつ円滑に執行するためには、専門的（技術的）知識を有した人材、事務の内容に精通した人材を確保・育成することが必要不可欠であり、県は市町村の要望に応じて人的支援措置を行うことが必要である。

これまでも、県と市町村は、「人事交流（相互派遣）制度」、「市町村等職員研修制度」を活用し、相互に必要とするスキルの確保に努めてきたが、こうした制度の積極的活用等を行い、必要な人材の確保・育成を図るとともに、市町村においては、将来的に独自に人材を確保できるようその育成等に努めていかなければならない。

(2) 財源措置

移譲を受けた市町村において移譲事務等の執行に必要な経費（人件費、事務費等）に係る財源措置は、移譲事務等を市町村において実施する場合の想定経費を十分に踏まえ、市町村への負担転嫁とならないようにすることが必要である。

また、今後、事業費を伴う事務を移譲する場合には、別途、県と市町村で協議のうえ必要な事業費を算定し財源措置する必要がある。

(3) 広域処理

移譲に当たっては、市町村の規模等によって、移譲事務等の単独での受入れが困難なケースが想定される。

このため、住民サービスの不均衡を生じさせないように、単独での受入れが困難な市町村にあっては、移譲事務等の広域処理を目指すものとする。

その場合、関連する市町村間で広域処理に向けた協議を行うことを原則とするが、当該市町村の申出がある場合は、県において仲介や調整を行う必要がある。

(4) 技術的支援

円滑な移譲事務等の執行に向けて、県は必要となる情報・資料の提供、研修会の実施、マニュアルの作成・提供など、十分な技術的支援を行う必要がある。

5 権限移譲の実施に向けた方策

(1) 推進の体制

本検討会議は報告書を取りまとめたが、引き続き地方分権を推進し、市町村が自主的・自立的な運営を行い、住民サービスの向上や地域の実情を踏まえた施策の展開を図るという県・市町村の共通認識のもと、さらに移譲に向けた具体的な検討を行わなければならない。

そこで、別表に掲げられた移譲事務等の具体化に向けて、県と全市町村で協議しながら、県から市町村への分権を円滑かつ積極的に進めていくことが必要である。

(2) 住民への情報提供、進捗の把握・公表

県から市町村への権限移譲は、申請窓口の変更等を伴い住民サービスの提供体制にも大きくかわることであり、住民生活への影響も予想されることから、移譲に合わせて、住民に対する事前周知を徹底するとともに、その実施状況を定期的に検証、把握していくことが必要である。

別表 移譲を検討する移譲事務等

(1) 法令権限の移譲等に関するもの

分野	根拠法令(項目数)	事務の概要	特記事項
消 防 防 災	火薬類取締法 75	火薬類製造営業の許可 火薬類販売営業の許可 など	
	高圧ガス保安法 107	高圧ガス第1種製造者の製造許可 貯蔵所の許可 など	
	ガス事業法 3	第1種ガス用品の販売事業者への立入検査 など	
	液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律 57	液化石油ガス販売事業者の登録 保安機関の認定 など	
福祉	特別児童扶養手 当等の支給に関 する法律、同施 行規則、同省令 40	特別児童扶養手当の受給資格者 の認定、再認定 特別児童扶養手当額の改定の請 求を受けること など	市のみ移譲
都 市 計 画 ・ ま ち づ く り	岐阜県風致地区 条例 8	風致保全方針の策定 審議会への諮問 など	
	都市計画法 29	都市計画施設等の区域内におけ る建築の許可 開発行為許可への条件の付与 など	
	租税特別措置法 8	長期譲渡所得等の課税の特例に 係る優良住宅の新築の認定など	
	国土利用計画法 13	土地に関する権利の移転等の届 出の受理 土地利用目的についての変更の 勧告 など	

分野	根拠法令(項目数)	事務の概要	特記事項
商工業	商工会議所法 11	定款変更の許可 決算報告等の受理 など	
	中小小売商業振興法 8	商店街整備計画の認定 店舗集団化計画の認定 など	
農業	農地法 14	農地転用の許可 農地転用のための権利の移動の許可 など	農地法により、許可権者(市町村長)は許可に当たって県農業会議の意見を聞かなければならないため、移譲に当たって、農業会議に対する説明方法等について合理的な方法を検討する必要がある。
住民生活	特定非営利活動促進法 42	特定非営利活動法人の設立の認証 認証申請の公告・縦覧	
	旅券法 11	一般旅券の発給申請の受理 申請者の身分上の事実確認など	旅券法上、居所における申請が可能とされており、平成20年1月から居所は「生活の本拠地ではないがある程度の期間継続して居住する場所その他当該個人の活動の主たる拠点となっている場所」を含めて解釈できることとされた。 移譲に当たって具体的にどのような運用(県内勤務地での申請・受取りなど)を行うかについては今後検討する必要がある。
環境	浄化槽法 17	浄化槽の設置、変更の届出受理 設置届に関する勧告の実施など	
	自然公園法、県立自然公園条例 40	国定公園の特別地域内の行為の許可 国定公園の公園事業の執行に係る協議(都道府県以外の公共団体の協議) など	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び法の施行のための規則 10	捕獲した鳥獣の飼養の登録 登録票の交付、更新、再交付 など	

分野	根拠法令(項目数)	事務の概要	特記事項
教育・文化	岐阜県文化財保護条例 13	県重要文化財の現状変更等の許可 許可の条件の付与 など	
		県重要文化財に係る所有者の氏名等の変更の届出の受理 県重要文化財に係る管理責任者の選任又は解任届出の受理など	
		県記念物の現状変更等の許可 許可の条件の付与 など	
		県記念物に係る所有者等の変更届出の受理 県記念物の指定地域内の土地の所在、地番、地目又は地積の異動の届出の受理	

(2) 事務の移譲等に関するもの

分野	事務名	事務の概要	移譲に当たっての特記事項
都市計画	景観関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観行政団体への移行 ・「良好な景観の形成に関する方針」等を定めた景観計画の策定により、実質的な景観施策の実施 	平成23年度までに全ての市町村が景観行政団体となる。特に市については平成21年度までに景観行政団体となることを目指す。平成23年度までに全ての市において景観計画を策定する。また、併せて景観条例や屋外広告物条例を制定する。
住民生活	消費生活相談業務	消費生活相談窓口の設置及び消費生活苦情相談員の配置	
	交通事故相談業務	交通事故に遭った住民に対する示談の方法等の相談に応じること	

(3) 今後引き続き検討を行うもの

分野	事務名	事務の概要	検討に当たっての特記事項
基盤整備	県道(生活圏道路)の維持・管理	同一市町村内において起点から終点までが完結する路線で広域的幹線機能のない路線について、市町村に移管し、市町村において維持管理を実施	市町村合併の進展により市町村内で完結する道路が生じていることなどにより、県内道路の役割分担(整備方法及び主体、管理主体)等について総合的に検討することが必要であり、具体的な移管路線については、そうした議論を踏まえて検討する。
教育文化	教職員の人事権	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、人事に関すること ・教職員の給与・手当、旅費に関すること ・休職・懲戒等に関すること ・研修に関すること 	中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(平成17年10月26日)において「中核市をはじめとする一定の自治体に移譲する。さらに移譲をする際には、広域で一定水準の人材確保される仕組みと、確実な財源保障を前提とした給与負担制度の見直しをする」とされ、また、地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」(平成19年11月16日)において「市町村に移譲すべき」とされ、今後、関係者間の意見調整を図ることとされている。今後、こうした国における議論の動向を踏まえながら検討する。

